

新型コロナウイルス感染症対策関連事業 評価シート

1. 事業名	児童扶養手当受給者への臨時特別給付金支給事業				
2. 担当部署	市民生活部	担当課等	子育て支援課		
3. 事業の概要	<p>市内の児童扶養手当受給者を対象とし、監護する児童が1人の受給者については2万円を支給し、児童が2人以上いる受給者については、第2子以降の児童数に1万円を乗じて得た額を加算して支給する。</p> <p>例) 監護児童4人の世帯 第1子20,000円 + (第2子以降3人 × 10,000円) = 支給額50,000円</p>				
4. 事業の目的	<p>新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校の臨時休業等の影響を受ける子育て世帯の中でも、より影響が大きいと思われるひとり親世帯の生活の安定を図るため、児童扶養手当受給者に対して給付金を支給する。</p>				
5. 事業対象	低所得世帯のひとり親				
6. 年度末状態	年度内完了				
7. 事業費	19,528千円	執行額	19,528千円	執行率	100.00%
8. 事業評価	効果があった				
9. 事業評価理由	<p>対象者791人、対象児童のうち第1子は791人、第2子以降は401人、計1,192人と見込み19,830千円を計上したが、支給対象者は757人、対象児童は1,160人、支給額は19,170千円となった。</p> <p>児童扶養手当受給者を支給対象者とするにより、早期支給(6/12)が可能となり、ひとり親子育て世帯の生活の安定が図られた。</p>				
10. 事業課題	<p>児童扶養手当受給者を支給対象者とする事で早期支給が可能となったが、公的年金給付等受給者で併給調整規定により児童扶養手当を受給していないが、児童扶養手当受給者と同水準の経済状況にあるひとり親子育て世帯については支給対象者とはならず公平性が課題となった。</p>				
11. 課題の要因	<p>公平性を確保した制度設計とするには相当程度の時間を要することになり、迅速な対応は困難となる。</p>				
12. 令和3年度の方向	<p>令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による国庫補助事業【補助率10/10】(子育て世帯生活支援特別給付金給付事業)を実施予定であり、ひとり親子育て世帯だけでなく、低所得のふたり親子育て世帯に対しても給付金を支給する予定であることから、市単独事業については事業終了とする。</p>				